

こ成母第 141 号
こ支虐第 146 号
令和 6 年 3 月 30 日

各	都 指 中	道 定 核	府 都	県 市 市	母子保健主管部（局）長 殿 児童福祉主管部（局）長 殿

こども家庭庁成育局母子保健課長
こども家庭庁支援局虐待防止対策課長

統括支援員の研修について

令和 4 年 6 月 15 日に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号。以下「改正児童福祉法」という。）により、市町村（特別区を含む。以下同じ。）はこども家庭センターの設置に努めなければならないとされている。

こども家庭センターは、改正児童福祉法において、子育て世代包括支援センターと市区町村子ども家庭総合支援拠点の設立の意義や機能を維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関と位置づけられている。

こども家庭センターガイドライン（令和 6 年 3 月 30 日付けこ成母第 142 号、こ支虐 147 号こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長連名通知。以下「ガイドライン」という。）において、こども家庭センターには、母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断することができる統括支援員を配置することとされており、統括支援員は、一体的支援に係る基礎研修（以下「基礎研修」という。）の受講が要件となっている。また、質の向上のための研修（以下「実務研修」という。）の受講も重要であるとされている。

このため、今般、統括支援員の研修について、以下のとおり定め、令和 6 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。

については、各都道府県におかれては、貴管内市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対する周知につきご配慮をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言として発出することを申し添える。

記

1. 趣旨

ガイドラインにおいて、こども家庭センターに配置される統括支援員について一定の水準を確保するため、その要件となる基礎研修の受講が定められている。また、基礎研修に加えて、都道府県において統括支援員の更なる資質向上のための実務研修を実施した上で、各統括支援員が当該研修を受講することが望ましいとされている。

本通知は、基礎研修において到達することが望まれる目標及びそれを達成するためのカリキュラムや実務研修について必要な事項を定めるものである。

2. 基礎研修

(1) 対象者・実施方法

基礎研修の対象者は、市町村のこども家庭センターに統括支援員として配置される者（配置予定の者を含む。）とする。

基礎研修は、当面、国の児童虐待防止対策等総合支援事業の「虐待・思春期問題情報研修センター事業」において、子どもの虹情報研修センター及び西日本こども研修センターあかし（以下「研修センター」という。）が実施する。

(2) 研修内容

(ア) カリキュラム

基礎研修のカリキュラムは、別表の「到達目標」及び「カリキュラム」に掲げる内容とする。

(イ) 研修時間

研修時間は、おおむね 18 時間とする。

(ウ) 受講時期

統括支援員として着任する前、もしくは着任後 3 か月間程度の間に受講することとする。

3. 実務研修

(1) 対象者・実施方法

実務研修の対象者は、市町村のこども家庭センターに統括支援員として配置されている者（配置予定の者は含まない。）とする。

実務研修は、都道府県において、国の児童虐待防止対策等総合支援事業の

「児童虐待防止対策研修事業」を活用するなどして地域の実情に応じて開催すること。

(2) 研修内容の例

統括支援員の更なる資質向上を図ることを目的として、こども家庭センターに配置される統括支援員が主体的に知識や技能を修得するため、以下の研修内容の例も参考として、都道府県において地域の実情に応じた研修を企画・実施することが想定される。

(ア) 統括支援員としての具体的なマネジメントスキルが期待される事例に対する演習型の研修

(イ) 年1回程度、各市町村の統括支援員がお互いのスキルアップのための業務上の困りごとの共有や情報交換を行う集合型の研修

(3) その他

実務研修の実施にあたっては、児童虐待防止対策支援事業の「児童虐待防止対策研修事業」の活用が可能である。

なお、実務研修の実施に向けては、研修センターにおいて実務研修を想定した指導者養成研修を実施するため、都道府県の担当者等におかれては積極的に受講いただきたい。

別表

<到達目標>

- ・こども家庭センターの設置の背景・意義及び統括支援員の役割を述べることができる
- ・母子保健と児童福祉による一体的支援の全体像・在り方を説明することができる
- ・母子保健の理念、役割、制度について述べるができる
- ・母子保健の各種事業を通じた支援対象家庭の早期把握と支援方法を説明することができる
- ・児童福祉の理念、役割、制度について述べるができる
- ・児童虐待を含むこども家庭の相談支援の流れや各種事業の活用方法を説明することができる
- ・こども家庭への支援に関わる関係機関とのネットワークの機能と統括支援員の役割を述べるができる
- ・地域内の社会資源の把握・開拓方法を説明することができる
- ・地域を基盤とした関係機関との連携の在り方やこども家庭センターの役割を説明することができる
- ・こども家庭への支援方針について関係機関と共通理解を得るためのポイントを述べるができる
- ・こども家庭の支援におけるアセスメントの在り方を説明することができる
- ・一体的支援における合同ケース会議の運営方法やサポートプランの意義を説明することができる

<カリキュラム> ※1 講義 90 分程度

科目	細目	講義数
組織内の連携基盤	統括支援員の役割／組織内連携が必要となる背景	1
	組織内連携の推進の実務	1
母子保健の制度・実践	母子保健の理念と制度の理解	1
	母子保健活動の実務	1
児童福祉の制度・実践	児童福祉の理念と制度	1
	児童虐待を含むこどもの支援の実務	1
支援ネットワークの体制構築と社会資源の把握・開拓	関係機関との連携に必要な視点	1
	社会資源の把握・活用・開拓に必要な視点	1
関係機関との連携（マクロレベルのマネジメント）	関係機関との連携の基盤	1
	関係機関との連携の実務	1
アセスメント・モニタリング・評価・見直しに関する視点	こども家庭支援の過程（特にアセスメント、ケースマネジメント、モニタリング）	1
	合同ケース会議の運営とサポートプランの活用	1